



令和8年度第1回 市営住宅入居者募集案内書

受付期間：7月1日（水）～7月10日（金）消印有効

※申込書等への記入には、鉛筆や消せるボールペンなど訂正が容易にできる筆記具を使用しないでください。

※申込資格には、いろいろな条件がありますので、この案内書をよくお読みのうえ、受付期間内に申込みをしてください。



問合せ先
宇治市役所建設部住宅課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
TEL:0774-20-8740

目 次

① 申込方法	2ページ
② 申込みから入居まで	3ページ
③ 申込資格	4ページ
④ 必要書類	7ページ
⑤ 申込時の注意点	8ページ
⑥ 収入について	9ページ
⑦ 収入に関する必要書類	14ページ
⑧ 募集対象住宅	15ページ

宇治市市営住宅から暴力団員を排除します

市営住宅入居者の生活の安全と平穏を確保するため、宇治市市営住宅条例の規定により、市営住宅からの暴力団員排除に取り組んでいます。

○対象となる暴力団員

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」

(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

○申し込みについて

申込者または同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。

○同居許可・使用承継

同居させようとする者、使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は、許可しない。

なお、申込みに際して、暴力団員でないことの誓約と入居資格について関係機関への照会に同意していただきます。

市営住宅とは

市営住宅は、民間の賃貸住宅とは違い、公営住宅法や宇治市市営住宅条例などの規定に基づき管理・運営されており、住宅に困窮している低収入の世帯に対し、低家賃で供給している住宅です。

共同施設や共用部分の清掃などは入居者で行っていただきます。また、共益費等の負担もあります。

なお、家賃については、年1回の収入申告により決定されます。

(注)市営住宅は、中古住宅です。修繕・クリーニング済ですが、染み、変色などがあります。

① 申込方法

次の順序にしたがって、申込手続きを行ってください。

(1) 申込資格を確認してください。

4ページの「③申込資格」

8ページの「⑤申込時の注意点」

9～13ページの「⑥収入について」

をご覧ください、申込資格があるか確認してください。

(2) 申込住宅を1つ選んでください。

15～27ページの「⑧募集対象住宅」

をご覧ください、申し込む住宅をお選びください。

(3) 申込書類を作成してください。

7ページの「④必要書類」

14ページの「⑦収入に関する必要書類」

をご覧ください、必要事項をご記入ください。

(4) 申込書類を提出してください。

送付先： 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
宇治市役所 建設部 住宅課
受付期間：7月1日(水)～7月10日(金)(消印有効)

- ※ 申込みの際は、記入漏れ・不足書類がないか十分ご確認ください。
- ※ 提出された書類に不備がある場合は、訂正のうえ、再度提出いただくこともあります。(不備書類再提出締切：7月15日(水)必着)

② 申込みから入居まで

申込みから入居までの流れは次のとおりになります。

申込受付

送付先: 宇治市役所 住宅課
受付期間: 令和8年7月1日(水)
~7月10日(金)(消印有効)
※不備による返送、不足書類の提出締切は、
7月15日(水)必着とします。

受付(抽選)番号票の送付

受付完了時に受付(抽選)番号票をこちらから郵送いたします。

抽選会

日時: 令和8年7月21日(火)
午前9:30~
場所: 宇治市役所6階 602会議室

当選通知

当選者のみへの通知となります。
抽選結果はホームページで公表します。

必要書類の提出 実態調査

申込みの内容に間違い、虚偽などがないか必要に応じて訪問調査を行います。これにより失格となった場合、補欠当選者に入居資格が移ります。

入居承認

市営住宅の入居者として決定したことを通知します。

入居

8月下旬頃の入居説明会・鍵渡しを経て、入居となる予定です。

③ 申込資格

住宅の区分として、〈一般世帯向け住宅〉と〈高齢者世帯向け住宅〉及び〈子育て世帯向け住宅〉がありますが、下記の条件を備えている方が申込みできます。(申込日の状態が申込資格の判断基準となります)

一般世帯向け住宅の入居申込ができる方は、次の1～6のすべての条件を備えている必要があります。
 高齢者世帯向け住宅の入居申込ができる方は、1～6の条件に加え7の条件を備えている必要があります。
 子育て世帯向け住宅の入居申込ができる方は、1～6の条件に加え8の条件を備えている必要があります。

区 分	住宅番号 (15ページ参照)	条 件 (4～6ページ参照)							
		1	2	3	4	5	6	7	8
一般世帯向け住宅	①～⑪	●	●	●	●	●	●	—	—
高齢者世帯向け住宅	⑫～⑬	●	●	●	●	●	●	●	—
子育て世帯向け住宅	⑭	●	●	●	●	●	●	—	●

…… 以下、条件 ……

～～ 一般世帯向け住宅 ～～

1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること(事実上婚姻と同様の関係にある方、又は、婚約者を含む)。

- 入居の際、全員(事実上婚姻と同様の関係にある方「住民票等で確認できること」又は婚約者を含む)同時に入居できること。
 なお、婚姻予定である場合は、令和8年8月31日(月)までに婚姻手続きの完了する方に限ります。
 また、離婚予定である場合は、令和8年8月31日(月)までに離婚手続きの完了する方に限ります。
 (婚姻又は離婚予定の方が当選された場合は、令和8年8月31日(月)までに婚姻又は離婚届受理証明書を提出されないと失格となります。)
- 家族を不自然に分割し、又は同居しようとする申込みは認められません。
 (特別の事情がない限り父母、夫婦の分離、兄弟入居は認められません。)
- 婚約者が変わった場合は、申込みを無効とします。
- 申込み後に同居予定者の転出・死亡等により単身での申込みとなった場合は失格となります。

2. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

- 公営住宅の入居者は申込みません。(但し、名義人以外の方の適正な世帯分離は除く。)
- 持家のある方は、申込みできません。(同居しようとする親族の持家や共有名義などの場合も同様です。)
 但し、令和8年8月31日(月)までに、売却等により持家所有者でなくなる方は、申込むことができます。
 (後日、所有権移転後の登記事項証明書の提出が必要になります。)

3. 現に市内に居住していること。

- 申込日の時点で、宇治市に居住されている方。

4. 公営住宅法及び宇治市市営住宅条例で定められた収入の範囲内であること。
(詳細は9～13ページ「⑥収入について」をご覧ください。)
5. 申込者又は同居しようとする親族が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
6. 入居にあたっては、原則2名の連帯保証人が必要です。
 - 日本国内に住所のある方で、市長が適当と認める方。
 - 2名の連帯保証人は、別世帯であること。
 - どうしても連帯保証人が見つからずお困りの場合は、住宅課にご相談ください。

～～ 高齢者世帯向け住宅 ～～

一般世帯向け住宅の1～6の条件に加えて次の7の条件を備えていることが必要です。

7. 満60歳以上の者と同居しようとする親族からなる世帯で、その親族のすべてが次の要件のいずれかを満たしていることが必要です。
 - (1) 60歳以上であること。
 - (2) 18歳未満であること。
 - (3) 身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けていること。
 - (4) 療育手帳(A、B判定、軽度の方は対象となりません)の交付を受けていること。
 - (5) 精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)の交付を受けていること。

高齢者世帯向け住宅に申し込まれる方は、下記の事項に十分留意してください。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○申し込みには、宇治市市営住宅等申込書等のほかに住宅課(市役所5階)にて配布している「高齢者世帯申込状況調書」の提出が必要です。○入居者の決定は、「宇治市市営住宅等申込書」と「高齢者世帯申込状況調書」の記載事項等を基に、市営住宅入居者選考委員会で選考し決定します。○選考にあたっては、市営住宅に入居されることでどれだけ自立した生活ができるかなどを住宅困窮度、身体的条件、生活状況等から審査します。○高齢者向け住宅の申込と合わせて、一般住宅(一般世帯向け及び子育て世帯向け)への申込が可能です。○審査により選考された方は、一般住宅に併せて申し込まれていた場合は、その抽選から除外します。○高齢者世帯向け住宅への入居決定後に高齢者世帯の要件がなくなった場合は、一般の申込資格があっても入居できません。(上記の申込資格がなくなった場合)○入居後に高齢者世帯の要件がなくなった場合は、他の市営住宅に転居していただく場合があります。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

～～ 子育て世帯向け住宅 ～～

一般世帯向け住宅の1～6の条件に加えて次の8の条件を備えている必要があります。

8. 同居しようとする親族に小学生6年生以下(12歳以下)の子が1名以上いること。

○令和8年7月1日(水)の時点で、小学生6年生以下(12歳以下)の子が1名以上いること。入居の際、住民票で確認します。

○入居期間は、入居時の末子が18歳に達する年度の3月31日までとします。

○入居期間満了日の2年前から、当該時点で市営住宅の入居者資格(収入要件等)を充たしていれば、他の市営住宅の募集に申し込むことができます。

○入居期間満了を迎える前に、転居等の理由により、入居時の末子で18歳未満の入居者がいなくなった場合入居資格を失い、世帯全員退去となります。

○入居期間満了による退去においても、引越費用は入居者の負担となります。

※申込資格に関しては、関係機関に照会する場合がありますのでご承知おきください。

④ 必要書類

以下の必要書類を揃えて、宇治市役所 住宅課へ送付してください。
送付先: 〒611-8501 宇治市宇治琵琶33 宇治市役所 住宅課
受付期間: 7月1日(水)～7月10日(金)消印有効

※ 書類の不備

等がありますと、申込受付ができない場合がございますので、記入の際はくれぐれも漏れ、間違いの無いよう、十分確認をお願いします。

- 1.宇治市市営住宅等申込書(別紙表面)
- 2.申込者及び同居親族の状況報告書(別紙裏面)
- 3.高齢者世帯申込状況調書(別紙表面) (高齢者世帯向け住宅をお申込みの方に必要です。)

※収入を証明する書類(14ページ参照)は、当選後に必要となります。

次に該当する場合は、下記に指定する書類を当選後に提出してください

○扶養親族等に変更のある方

収入を証明する書類の扶養親族等控除関係と申込み時点での扶養親族等控除関係に変更のある方は、変更のあったことのわかる書類(健康保険証又は障害者手帳)

○婚約者と申込みをされる方

申込書(別紙)の結婚予定の欄に必要事項を記入してください。もしくは、結婚式場等の予約証明書を提出してください。

なお、当選された場合は、令和8年8月31日(月)までに婚姻届受理証明書を提出していただきます。

○離婚予定で申込みをされる方

申込書(別紙)の離婚予定の欄に必要事項を記入してください。

なお、当選された場合は、令和8年8月31日(月)までに離婚届受理証明書を提出していただきます。

○持家所有者の方

持家所有者の方は原則として申し込めませんが、令和8年8月31日(月)までに、売却等により所有者でなくなる方は、申込書(別紙)裏面の持家所有者欄に記入してください。

なお、当選された場合は、令和8年8月31日(月)までに所有権移転後の登記事項証明書を提出していただきます。

※裁量階層世帯について

裁量階層世帯に該当する場合は、該当する区分に応じて確認書類を提出してください。

(裁量階層の区分と確認書類については、9ページをご覧ください。)

⑤ 申込時の注意点

(1) 次のような場合は、市営住宅の入居申込みをされても、無資格と判定されます。

- 単身での申込みを行ったとき。
- 現に市内に居住していないとき。
- 原則、令和8年8月31日(月)までに民法上成人に達しない者が申込者として申込んだとき。
- その他、申込資格に該当しないとき。

(2) 次のような場合は、失格となります。

- 申込内容に不備があるとき。
- 申込資格のあることを証明できないとき。
- 事実と異なることを記載して申込みを行ったとき。
- 1世帯で2通以上申込んだとき。
- 宇治市の必要とする書類を提出されないとき。
- 申込後に申込資格を喪失したとき。

(3) 次のような場合は、当選された場合でも、当選結果を取り消します。

- 入居までの間に申込資格のうち一つでも欠けたとき。
- 指定した期間内に、入居のために必要な手続きをされないとき。
- 指定した期間内に、申込書に記載された申込世帯全員が正当な理由なく入居されないとき。
- 婚約者と申込みを行い、令和8年8月31日(月)までに婚姻届受理証明書を提出せず、同時に入居できないとき又は婚約者が変わったとき。
- 離婚予定で申込みを行い、令和8年8月31日(月)までに離婚届受理証明書を提出されないとき。
- 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁の配偶者及び婚約者を含む)が暴力団員であると判明したとき。
- その他、不正の行為によって入居しようとしたとき。

(4) その他の注意事項

- 市営住宅内では、犬・猫・小鳥等の動物の飼育はできません。
- 市営住宅には、無断で他の親族等を同居させることはできません。
- 防火・防犯活動、共用部分の清掃活動など、市営住宅全体の良好な環境のため、自治会活動に積極的に協力してください。
- 共同施設の管理費等として共益費が必要です。
- その他宇治市市営住宅条例・規則等に従わなければなりません。
- 提出された書類の返却はできませんのでご承知ください。

⑥ 収入について

市営住宅に申込みするためには所得が一定の範囲内であればなりません。次の表から、世帯の各人がどの所得区分にあるのかを確認し、I～Vの手順に従って、世帯全体の所得が、市営住宅の収入要件の範囲内であるかを確認してください。

(1) 収入計算の対象となる所得

給与所得	給与、俸給、賃金、賞与等(残業手当、家族手当、皆勤手当等を含む。ただし、通勤手当等の非課税所得分を除く。)
年金所得	厚生年金、共済年金、国民年金等の課税対象となる年金、恩給の支給された金額(証書の年金額に当たるもの。但し、障害年金等の非課税所得分を除く。)
事業、雑所得等(給与、年金以外)	事業所得、配当所得、不動産所得等の所得(収入から必要経費を差し引いたもの)、保険の外交、個人(企業)年金の給付金など

(2) 収入計算の対象とならない所得

非課税所得※	遺族年金、障害年金、傷病恩給、通勤手当の内一定の額、学資金、法定扶養料(仕送り等)、損害保険金、損害賠償金、雇用保険金、労働災害保険金、生活保護の各扶助料など。
退職見込みの方	申込みの際、所得がある方でも、令和8年8月31日(月)までに退職予定の場合、その所得はないものとみなします。(ただし、申込みの際には退職予定証明、退職後は退職証明書が必要となります。)

※一時的な収入(おおむね1年以内の期間ごとに継続的に得る収入でないもの)は収入計算の対象となりません。

◎裁量階層とは

次の表のいずれかに該当する場合、裁量階層世帯となります。

裁量階層世帯に該当する場合、入居に必要な収入要件が一定の額について緩和されます。(詳細な金額については13ページをご覧ください。)

なお、確認書類は当選後に提出してください。

世帯区分	要件	確認書類
障害者	1. 申込者又は同居者が身体障害者手帳の交付を受けている(障害の程度が1～4級であること。)	身体障害者手帳の写し
	2. 申込者又は同居者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている(障害の程度が1・2級であること。)	精神障害者保健福祉手帳の写し
	3. 申込者又は同居者が療育手帳の交付を受けている(障害の程度が2と同程度であること。)	療育手帳の写し
戦傷病者	申込者又は同居者が戦傷病者手帳の交付を受けている(障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症であること。)	戦傷病者手帳の写し
高齢者	申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが、60歳以上又は18歳未満の方である場合(年齢基準日は8月31日時点とする。)	住民票の写しやマイナンバーカードなど、入居者・同居者全員の住所・生年月日がわかる書類
原子爆弾被爆者	厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し
引揚者	海外からの引揚者である(引き揚げてから5年を経過していないこと。)	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書の写し
ハンセン病療養所入居者等	ハンセン病療養所入所者等(平成8年3月31日までに、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者)	入所していたことを証明する療養所長の証明書
小学校就学前世帯	小学校就学前の子供のいる世帯	住民票の写しやマイナンバーカードなど、入居者・同居者全員の住所・生年月日がわかる書類

I. 『年間収入』の計算

年間所得を計算するために、年間の総収入を計算します。就職された時期等によって、算定期間や計算方法が異なります。次の表に基づいて、世帯の各人の収入を計算してください。

(1) 給与の方

仕事を始められた時期	算定期間及び計算方法
現在の勤務先に、令和7年1月1日以前に就職し、 現在まで勤務しているとき。	令和7年1月1日から 令和7年12月31日までの年間支給額
現在の勤務先に、令和7年1月2日～7月1日に就職し、 現在まで勤務しているとき。	令和7年7月1日から 令和8年6月30日までの年間支給額
現在の勤務先に、令和7年7月2日以降に就職し、 現在まで勤務しているとき。	採用の翌月から $\frac{\text{令和8年6月30日までの支給金額} - \text{賞与}}{\text{上記期間の月数}} \times 12 + \text{賞与}$
現在の勤務先に就職してからまだ1ヵ月分の給与を支給 されていないとき、又は令和8年8月31日までに就職予 定のとき	契約月収額×12で算出される推定年間給与支給額
現在は給与を支給されているが、 令和8年8月31日までに退職するとき	収入算定の対象となりません。

(2) 年金の方

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給の支給された金額	(令和7年1月1日以前から支給されている方) ⇒令和7年1月1日から 令和7年12月31日までの年金額
	(令和7年1月2日以降から支給されている方) ⇒2ヵ月に1度の支給金額×6

(3) 事業所得の方

令和7年1月1日以前から現在まで、 同じ事業をしているとき。	令和7年1月1日から 令和7年12月31日までの年間売上金額
令和7年1月2日～7月1日に事業を始め、 現在まで、同じ事業をしているとき。	令和7年7月1日から 令和8年6月30日までの年間売上金額
令和7年7月2日以降に事業を始め、 現在まで、同じ事業をしているとき。 (※右式は年間所得の計算方法となります。)	事業を始めた月の翌月から $\frac{\text{令和8年6月30日までの総売上} - \text{必要経費}}{\text{上記期間の月数}} \times 12$

Ⅱ. 『年間所得金額』の求め方

I. で計算した年間収入金額より、「年間所得金額」を算出してください。

2人以上所得のある方がいる場合は、それぞれ算出したものを合算してください。

(1) 給与所得者の場合

I. で求めた年間収入金額より、次表を用いて「年間所得金額」を算出してください。

年間収入金額	年間所得金額
651,000 円未満	0 円
651,000 円以上 ～ 1,900,000 円未満	年間収入金額－650,000 円
1,900,000 円以上 ～ 3,600,000 円未満	端数整理後の年間収入金額×2.8－80,000 円
3,600,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満	端数整理後の年間収入金額×3.2－440,000 円
6,600,000 円以上 ～ 8,500,000 円未満	年間収入金額×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円以上	年間収入金額－1,950,000 円

※端数整理の方法

年間収入金額が 1,900,000 円以上 6,600,000 円未満の場合のみ年間収入金額を 4 で割り、出た数の 1,000 円未満の端数を切り捨てます。

(2) 事業所得者の場合

年間収入金額から必要経費を控除した額

(令和7年7月2日以降に事業を始められた場合は、10ページの表中の計算方法により、算出してください。)

(3) 年金受給者の場合

	年間年金総収入金額	年間年金所得金額
65歳未満の場合	600,000 円未満	0 円
	600,000 円 ～ 1,300,000 円未満	年間年金総収入金額－600,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,100,000 円未満	年間年金総収入金額×0.75－275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,700,000 円未満	年間年金総収入金額×0.85－685,000 円
	7,700,000 円 ～10,000,000 円未満	年間年金総収入金額×0.95－1,455,000 円
65歳以上の場合	1,100,000 円未満	0 円
	1,100,000 円 ～ 3,300,000 円未満	年間年金総収入金額－1,100,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,100,000 円未満	年間年金総収入金額×0.75－275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,700,000 円未満	年間年金総収入金額×0.85－685,000 円
	7,700,000 円 ～10,000,000 円未満	年間年金総収入金額×0.95－1,455,000 円

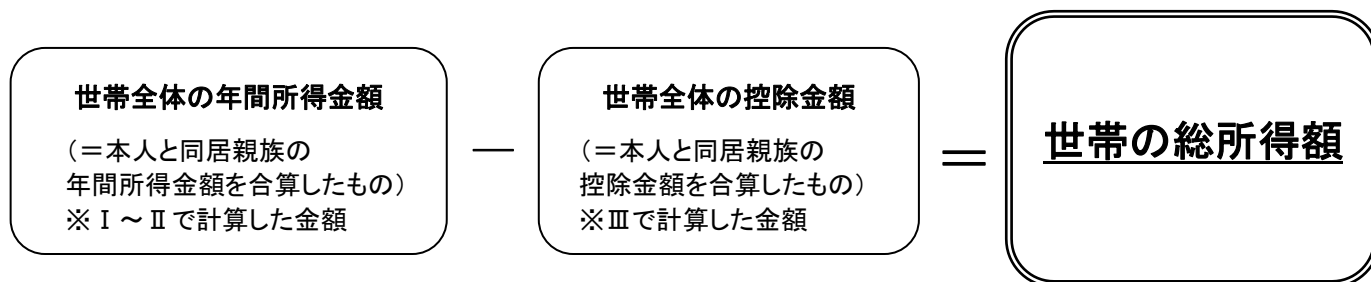
Ⅲ. 控除金額の計算

次の表にしたがって、年間所得金額から世帯の控除金額を計算してください。

各種控除内容	控除額(一人につき)
給与所得・年金所得控除 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する人	10万円 (所得金額が10万円未満の場合はその金額)
老人控除対象配偶者控除・老人扶養親族控除 所得税法上、控除対象配偶者及び扶養親族に認定されている人のうち、70歳以上の人	10万円
特定扶養親族控除 所得税法上、扶養親族に認定されている人(配偶者を除く。)のうち、16歳以上23歳未満の人	25万円
障害者控除(特別障害者に該当する人を除く。) 1. 身体障害者手帳の交付を受けている人 2. 戦傷病者手帳の交付を受けている人 3. 精神保健指定医などから知的障害と判定された人 4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	27万円
特別障害者控除 1. 身体障害者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が1級又は2級に該当する人 2. 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障害の程度が特別項症から第3項症までに該当する人 3. 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている人 4. 心神喪失の常況にある人又は精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害の程度が1級に該当する人	40万円
ひとり親控除 婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人 1. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 2. 生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 3. 合計所得金額が500万円以下であること。	35万円 (所得金額が35万円未満の場合はその金額)
寡婦控除 「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。 1. 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 2. 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	27万円 (所得金額が27万円未満の場合はその金額)

IV. 世帯の総所得額の計算

次のようにして、世帯の総所得額を算出してください。



V. 収入要件との比較

IV. で計算した世帯の総所得額が次の表に示す所得の範囲内であれば、市営住宅へ申し込むための収入要件を満たしています。

種別	収入基準	入居申込家族数					
		1人	2人	3人	4人	5人	6人
本来入居者		0	0	0	0	0	0
	∫	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円	3,796,000円
裁量階層		0	0	0	0	0	0
	∫	2,568,000円	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円	4,468,000円

○裁量階層とは、9ページの表に該当する世帯です。

○7人以上の場合は、1人につき、38万円を加えた金額が上限の金額となります。

○世帯の総所得額については、9ページから13ページの手順にしたがって、計算してください。

⑦ 収入に関する必要書類（当選後に提出するもの）

市営住宅に申込みするためには、市営住宅申込書の他、収入を証明する書類が必要となります。必要な書類は、収入の種類や就職した時期によって異なります。ご自身の所得が以下の表のいずれに該当するかを確認してください。

※申込みについては、「宇治市市営住宅等申込書」（別紙表面）「申込者及び同居親族の状況報告書」（別紙裏面）のみ提出してください。（高齢者世帯向け住宅申込みの方は加えて「高齢者世帯申込状況調書」もご提出ください。）当選されたのち、収入を証明する書類等が必要となります。

(1) 収入がある場合

区分		必要書類
1	給与所得の方	現在の勤務先に、令和7年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき。
2		現在の勤務先に、令和7年1月2日以降に就職し、現在まで勤務しているとき。
3		現在の勤務先に就職してから、まだ1ヵ月分の給与を支給されていないとき。または、令和8年8月31日までに就職予定のとき。
4	年金の方	令和7年1月1日以前から受給しているとき。
5		令和7年1月2日以後から受給しているとき。
6		令和8年8月31日までに受給予定のとき。
7	事業所得の方	令和7年1月1日以前から現在まで同じ事業をしているとき。
8		令和7年1月2日以降に事業を始めたとき。

(2) 収入がない場合

区分	必要書類
退職(廃業)された方	雇用保険受給資格者証 または 勤務先の証明印押印のある退職証明書(所定の様式はありません)
申込み時点から令和8年8月31日までに退職(廃業)予定のとき	申込書(別紙)の退職予定証明に記入して提出。 (但し、当選後に退職証明書(証明印押印のもの)を提出していただきます。)
収入のある方に扶養されているとき	1. 扶養親族であることがわかる 健康保険証(国民健康保険証を除く) 2. “控除対象配偶者”又は、“扶養親族”の欄に表示のある、令和7年分の源泉徴収票、令和8年度の特別徴収税額通知書又は納税通知書
生活保護を受けているとき	生活保護受給証明書
その他	無職無収入証明書等

⑧ 募集対象住宅

住宅番号①・⑫木幡河原については、17・25ページ「住宅の概要」を確認してください。

住宅区分	住宅番号	住宅名	棟 (階数)	間取り	戸数	参考家賃		設備等	竣工 年度	
一般世帯向け住宅	①	木幡河原	1 (6階)	4DK 79.6 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	28,800～42,800円 28,800～56,500円	6階建 エレベーターあり	平成 13年	
	②	黄檗	1 (5階)	2DK 62.6 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	26,900～40,100円 26,900～52,900円	5階建 エレベーターあり	平成 17年	
	③		2 (1階)	3DK 74.8 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	32,500～48,300円 32,500～63,800円	6階建 エレベーターあり	平成 19年	
	④		2 (3階)	3DK 74.8 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	32,500～48,300円 32,500～63,800円	6階建 エレベーターあり	平成 19年	
	⑤		五ヶ庄野添	3 (3階)	3DK 65.7 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	23,300～34,700円 23,300～45,700円	3階建 エレベーターなし	昭和 61年
	⑥	神明宮東	3 (3階)	2DK 56.5 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	18,000～26,900円 18,000～35,400円	3階建 エレベーターなし	昭和 57年	
	⑦	榎島吹前	6 (4階)	4DK 60.5 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	19,000～28,300円 19,000～37,300円	5階建 エレベーターなし	昭和 45年	
	⑧	小倉中畑	(2階)	2DK 52.3 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	23,100～34,400円 23,100～45,300円	6階建 エレベーターあり	平成 8年	
	⑨		(2階)	3DK 63.6 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	28,100～41,800円 28,100～55,100円	6階建 エレベーターあり	平成 8年	
		⑩	大久保旦棕	(1階)	3DK 67.1 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	26,200～39,100円 26,200～51,500円	4階建 エレベーターなし	平成 4年
		⑪		(2階)	3DK 67.1 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	26,200～39,100円 26,200～51,500円	4階建 エレベーターなし	平成 4年
高齢者世帯向け住宅	⑫	木幡河原	1 (3階)	2DK 60.2 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	21,700～32,400円 21,700～42,700円	6階建 エレベーターあり	平成 13年	
	⑬	黄檗	4 (1階)	2DK 62.6 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	27,500～41,000円 27,500～54,000円	6階建 エレベーターあり	平成 22年	
子育て世帯向け住宅	⑭	小倉中畑	(6階)	3DK 66.1 m ²	1	本来家賃 裁量階層家賃	29,200～43,400円 29,200～57,300円	6階建 エレベーターあり	平成 8年	

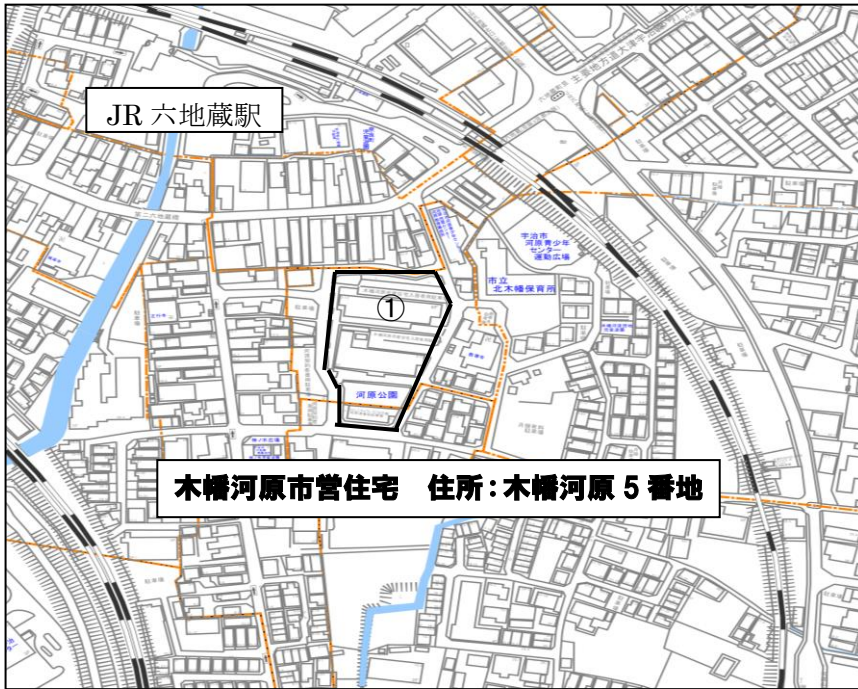
※住宅番号を1つ選んでください。

※家賃の他に共益費が必要です。

※入居前に敷金(家賃の3ヵ月分)が必要となります。

※裁量階層家賃とは、9ページの表に該当する世帯の家賃です。

木幡河原市営住宅（一般世帯向け住宅）



住宅の概略

木幡河原市営住宅は、同和対策事業の一環として、居住の安定と住環境の整備を目的に建設された住宅です。

現在、国の制度としての同和対策は一般対策に移行されており、一般向けとして募集しています。



【住宅番号①】木幡河原市営住宅（1棟）

構造 鉄筋耐火構造 6階建

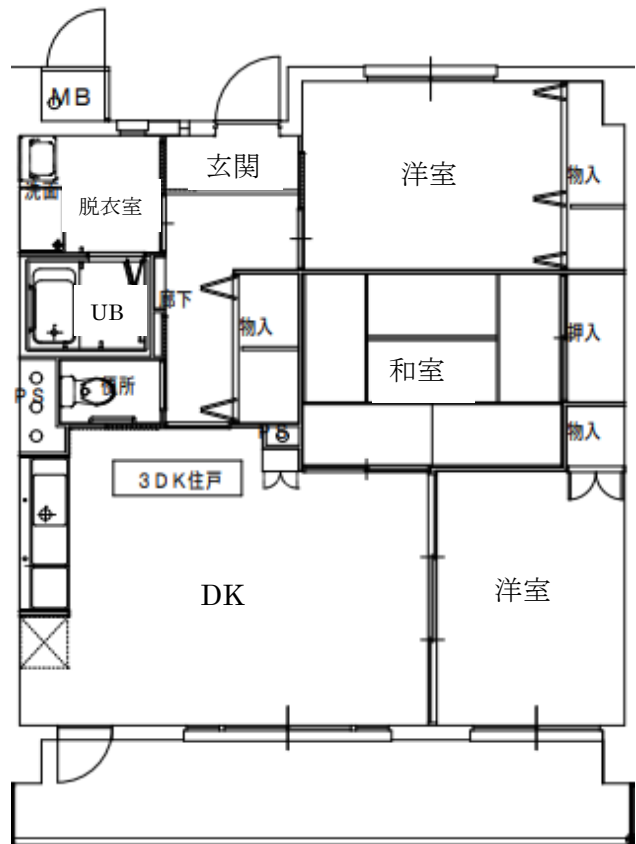
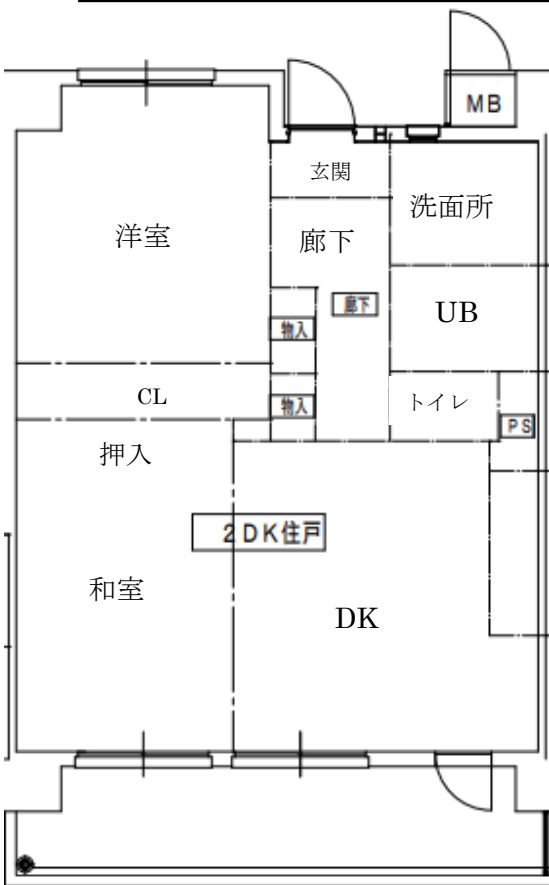
階数 6階 4DK

黄檗市営住宅（一般世帯向け住宅）

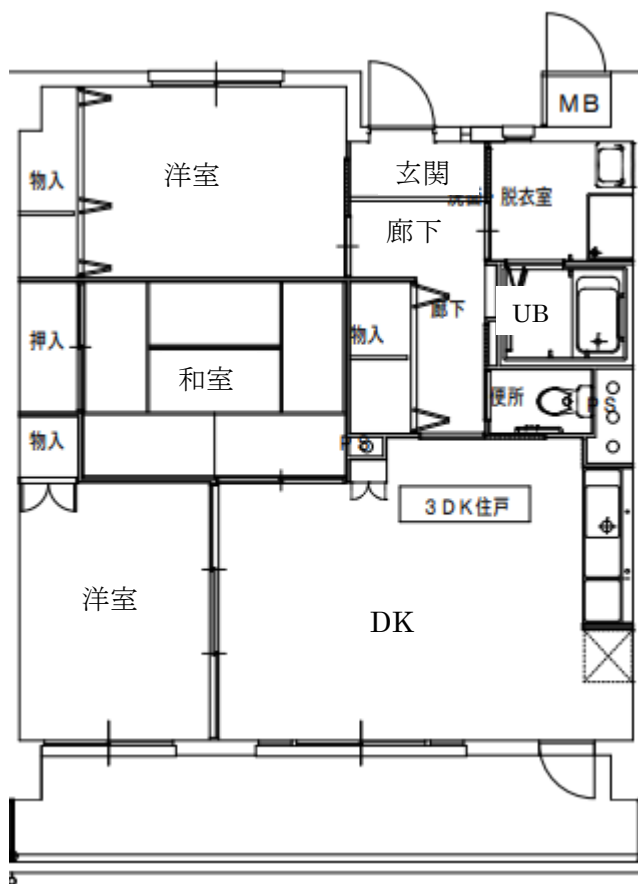


【住宅番号②】黄檗市営住宅（1棟）
 構造 鉄筋耐火構造5階建
 階数 5階 2DK

【住宅番号③】黄檗市営住宅（2棟）
 構造 鉄筋耐火構造6階建
 階数 1階 3DK

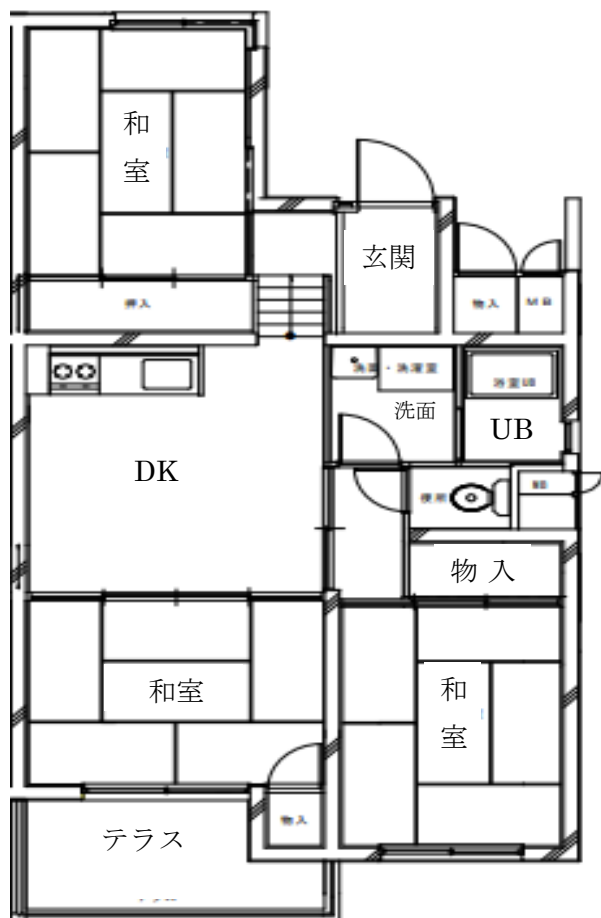
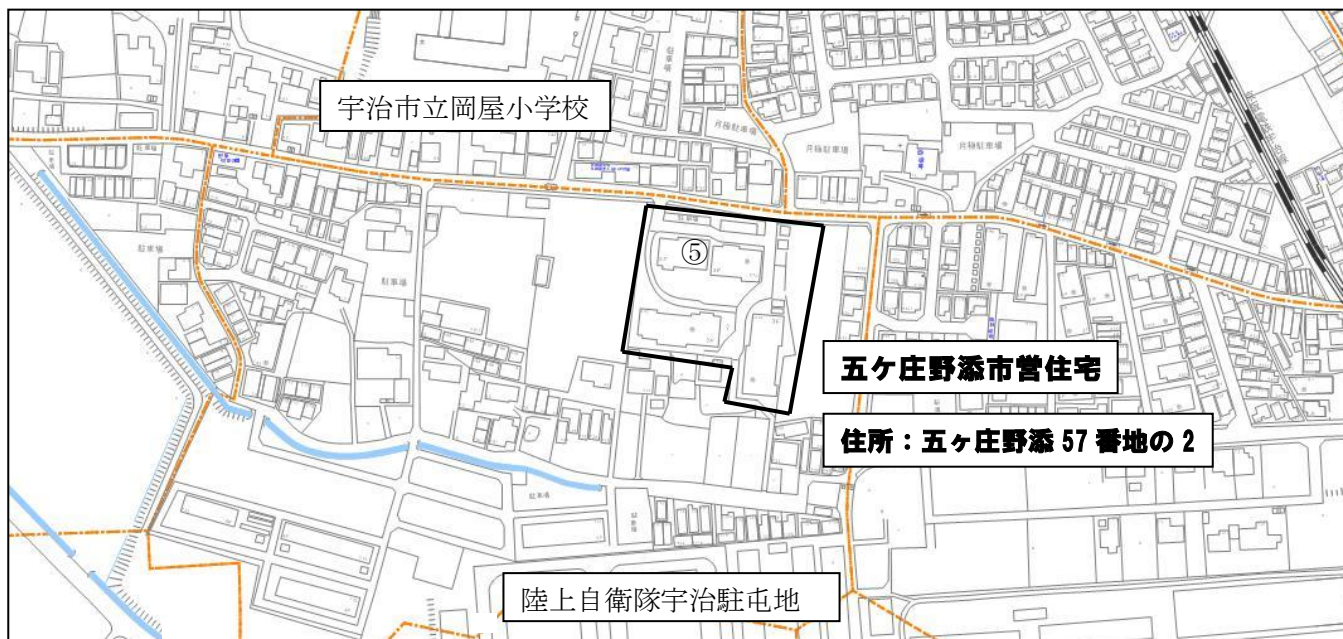


黄檗市営住宅（一般世帯向け住宅）



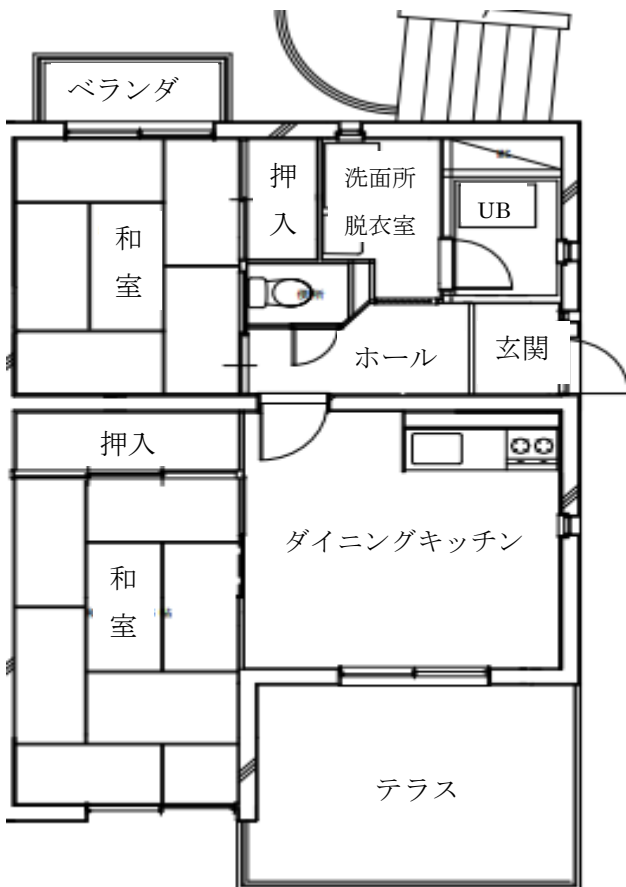
【住宅番号④】黄檗市営住宅（2棟）
 構造 鉄筋耐火構造6階建
 階数 3階 3DK

五ヶ庄野添市営住宅（一般世帯向け住宅）



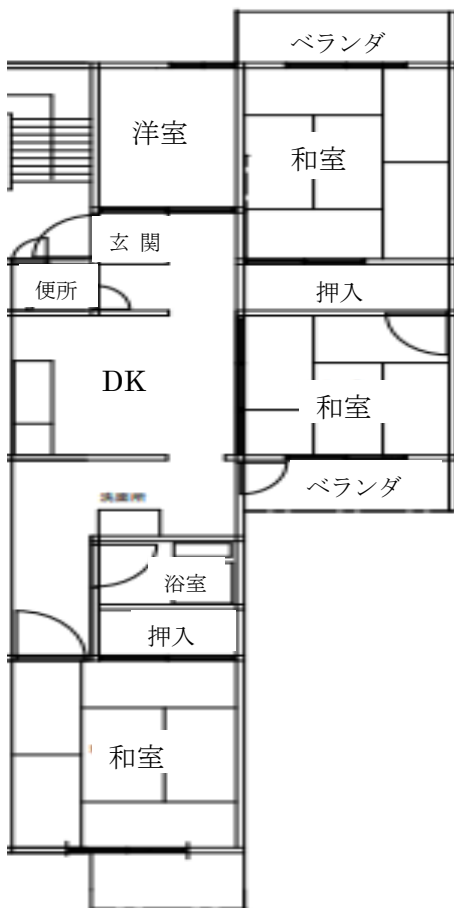
【住宅番号⑤】五ヶ庄野添市営住宅（3棟）
構造 鉄筋耐火構造3階建
階数 3階 3DK

神明宮東市営住宅（一般世帯向け住宅）



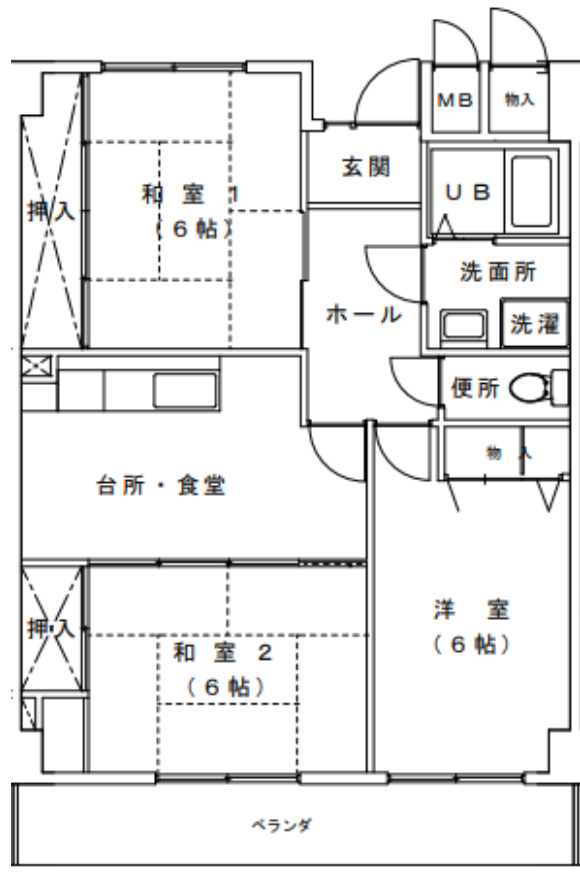
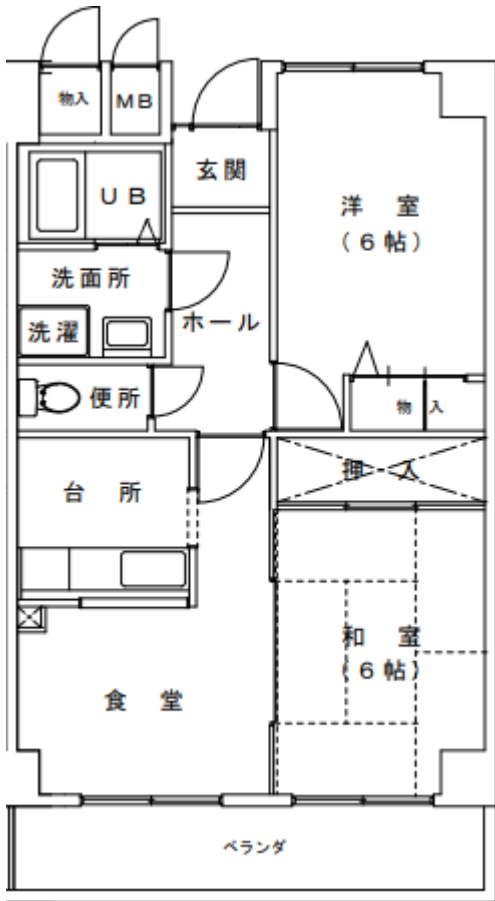
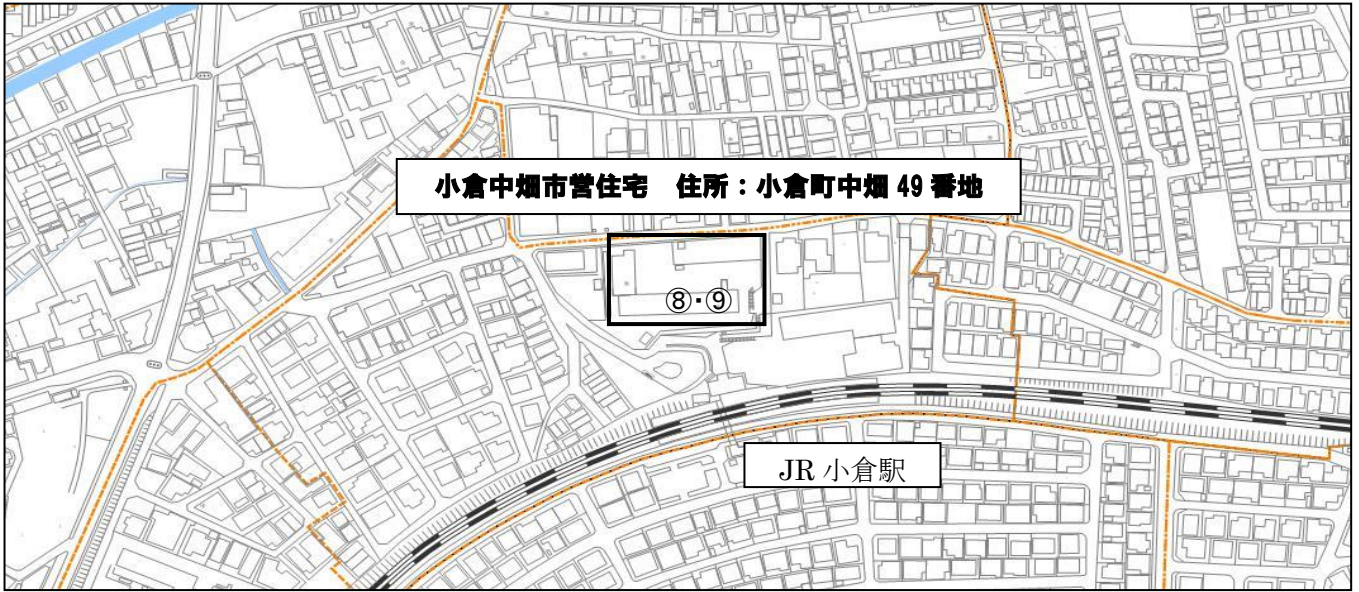
【住宅番号⑥】神明宮東市営住宅（3棟）
 構造 鉄筋耐火構造3階建
 階数 3階 2DK

横島吹前市営住宅（一般世帯向け住宅）



【住宅番号⑦】横島吹前市営住宅（6棟）
 構造 鉄筋耐火構造5階建
 階数 4階 4DK

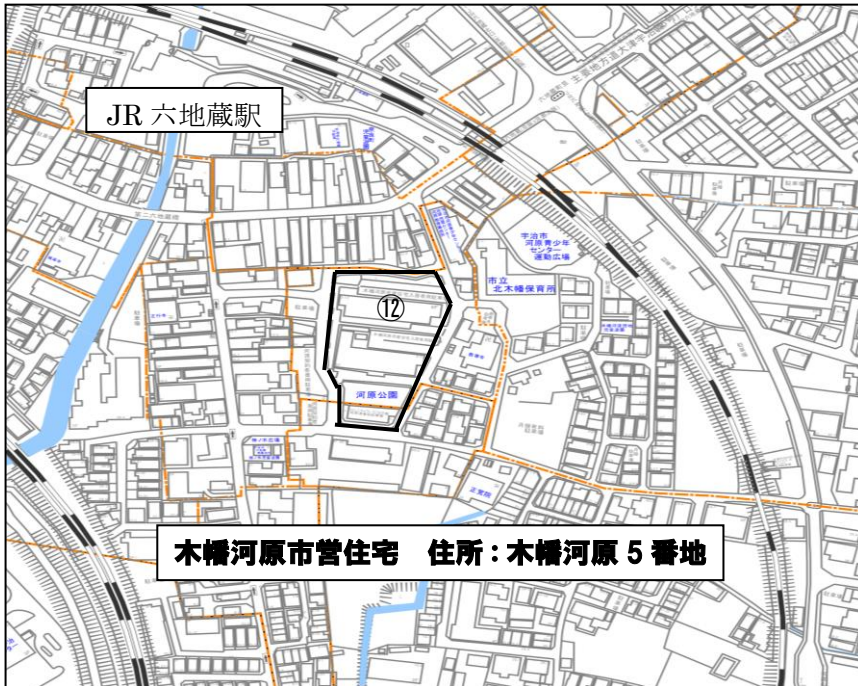
小倉中畑市営住宅（一般世帯向け住宅）



【住宅番号⑧】小倉中畑市営住宅
 構造 鉄筋耐火構造6階建
 階数 2階 2DK

【住宅番号⑨】小倉中畑市営住宅
 構造 鉄筋耐火構造6階建
 階数 2階 3DK

木幡河原市営住宅（高齢者世帯向け住宅）

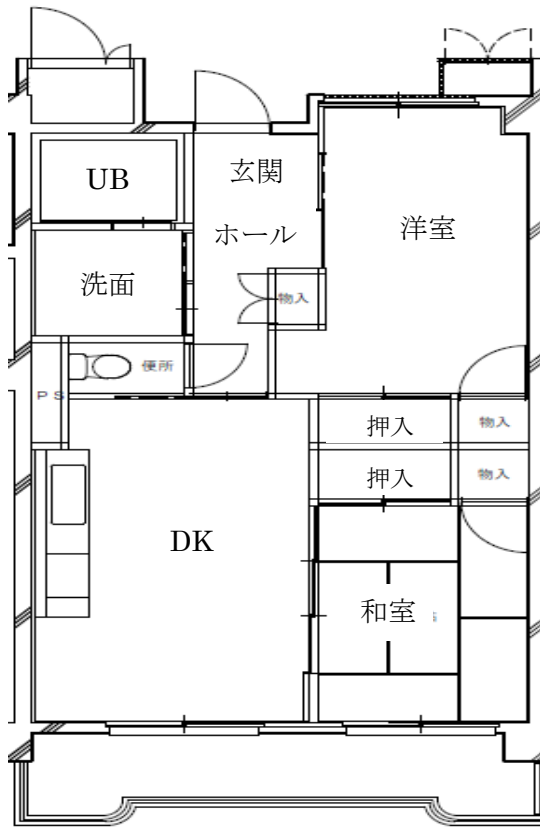


住宅の概略

木幡河原市営住宅は、同和対策事業の一環として、居住の安定と住環境の整備を目的に建設された住宅です。

現在、国の制度としての同和対策は一般対策に移行されており、一般向けとして募集しています。

木幡河原市営住宅 住所：木幡河原5番地

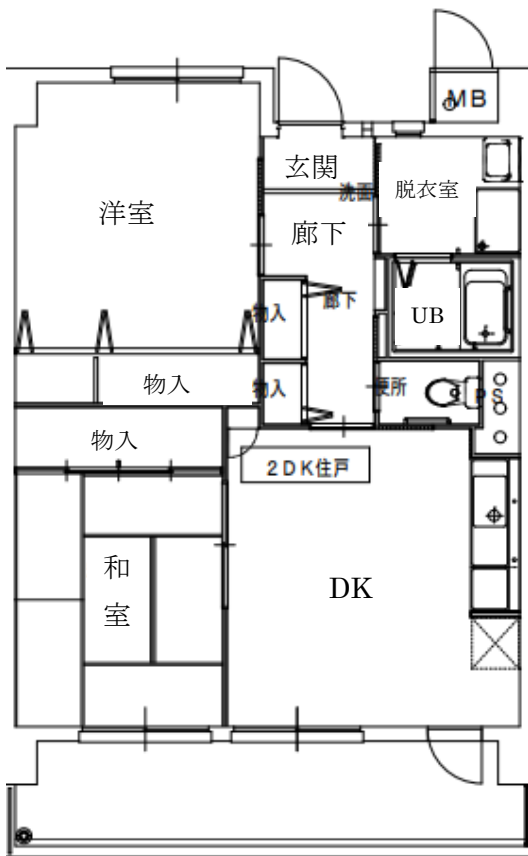
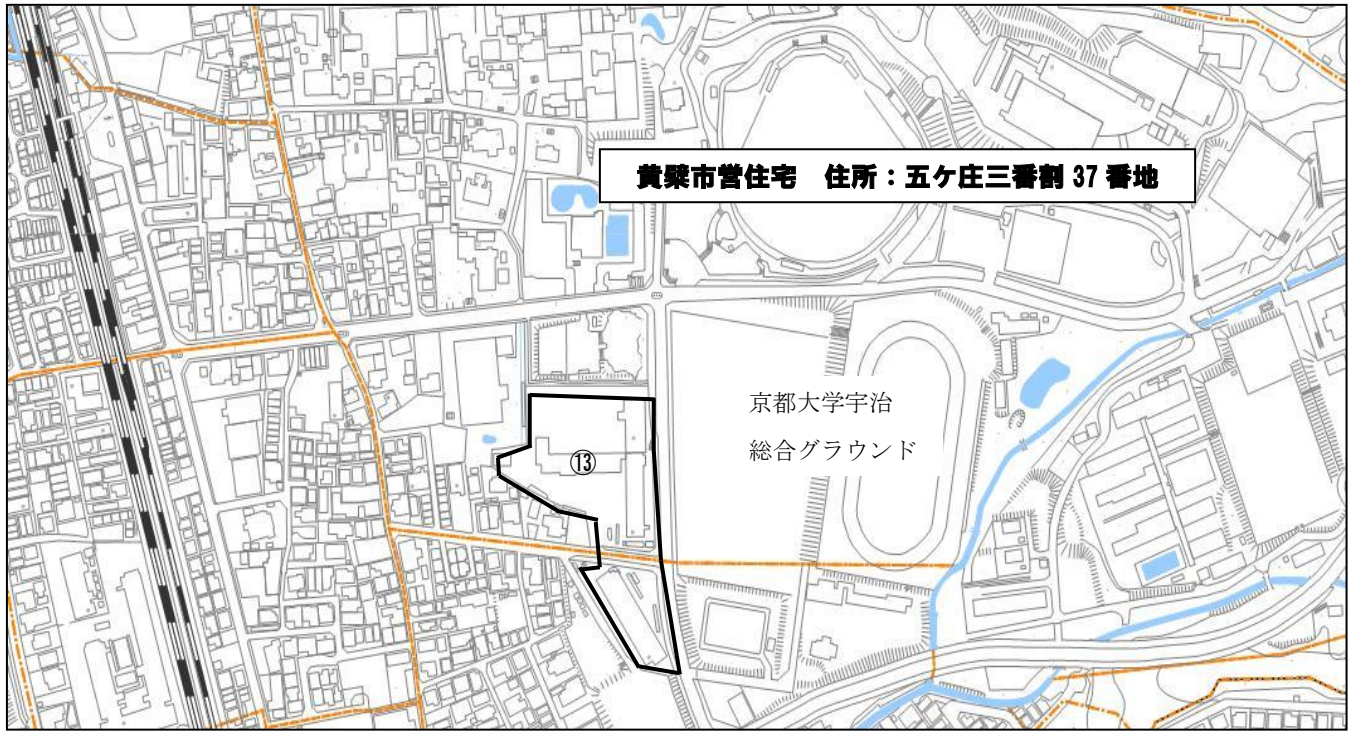


【住宅番号⑫】木幡河原市営住宅（1棟）

構造 鉄筋耐火構造6階建

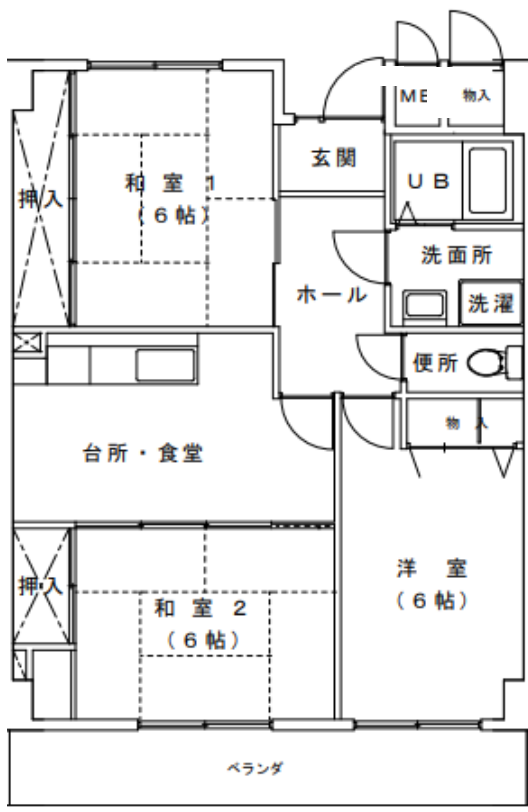
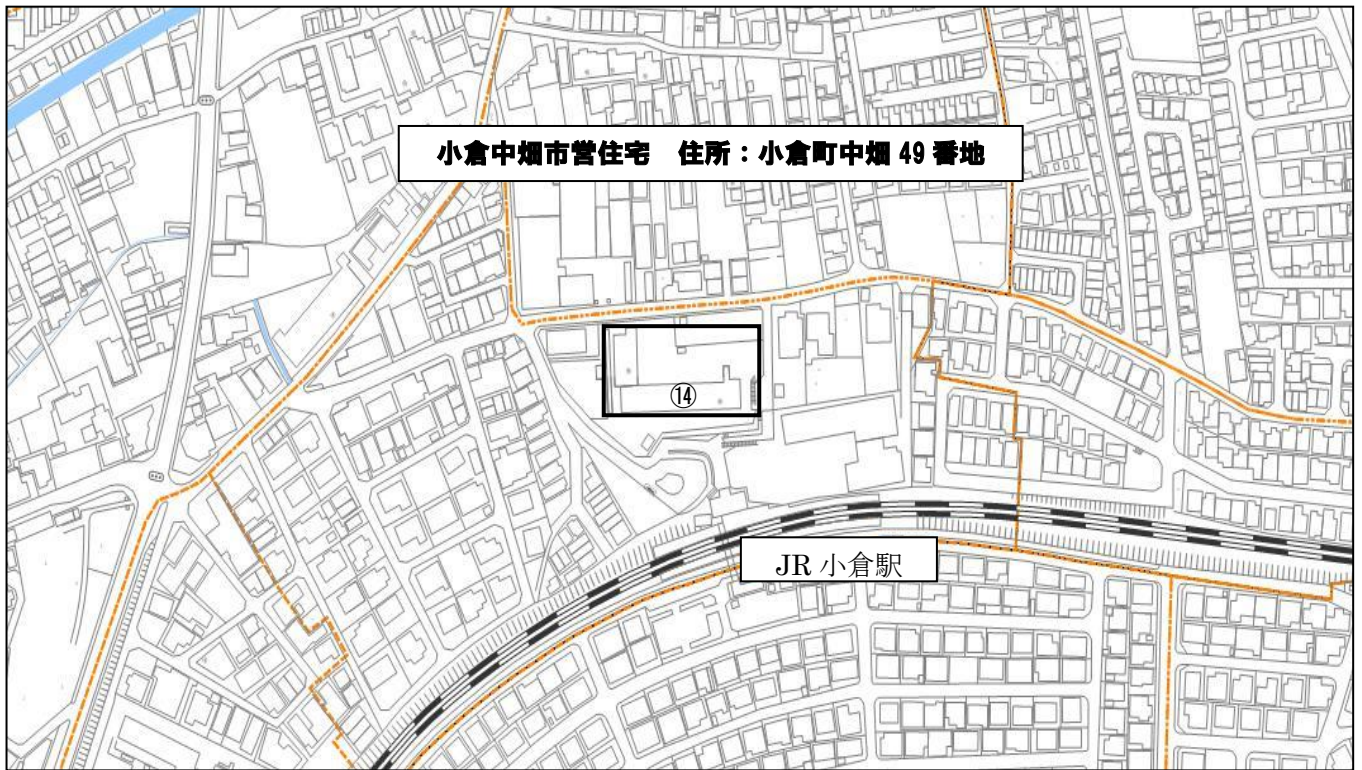
階数 3階 2DK

黄檗市営住宅（高齢者世帯向け住宅）



【住宅番号⑬】黄檗市営住宅（4棟）
 構造 鉄筋耐火構造6階建
 階数 1階 2DK

小倉中畑市営住宅（子育て世帯向け住宅）



【住宅番号⑭】小倉中畑市営住宅
 構造 鉄筋耐火構造6階建
 階数 6階 3DK